

平成29年度第2回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成29年11月17日（金）

場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室27

平成29年度第2回東京都税制調査会

平成29年11月17日（金） 15:00～16:56
都庁第二本庁舎 31階特別会議室27

【波戸税制調査課長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の一番左側ですが、上から順に本日の「次第」、「座席表」でございます。

その右側ですが、上から資料1「平成29年度東京都税制調査会答申（案）の概要」、資料2「答申（案）」でございます。

最後に一番右側ですが、上から諮問文、本年度の検討事項、小委員会の開催経過、当調査会と小委員会の委員名簿、当調査会の設置要綱と運営要領でございます。そろっておりますでしょうか。

また、本日、御発言の際は、目の前のマイク下のボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してから御発言していただければと思います。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては、池上会長にお願いいたします。

【池上会長】 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

ただいまから「平成29年度第2回東京都税制調査会」を開催いたします。

今年度は、3年間で1期とします東京都税制調査会の最終年度になっております。

お手元に知事からの「諮問文」と、この調査会で決めた「検討事項」を配付してございます。今年度の検討事項に示したとおり、今年度は、「直面する税制上の諸課題に関すること」「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」について議論を行ってまいりました。

本年5月に第1回調査会を開催しました。その後、小委員会におきまして検討を重ねてまいりました。その内容をお手元にお配りした「答申（案）」として取りまとめております。

本日は、お手元の「答申（案）」について御審議いただきます。皆様の御意見を踏まえて、この「答申（案）」の案文について一定の修正を行った上で、次回、第3回の調査会で御承認をいただければと考えております。

審議に入ります前に、事務局を代表して目黒主税局長より一言御挨拶をお願いします。

【目黒主税局長】 お疲れさまでございます。主税局長の目黒でございます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより、本調査会の運営に格別の御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

第2回東京都税制調査会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

現在の税制をめぐる状況でございますが、国におきましては、地方消費税の清算基準や森林環境税に関する課題が議論されてございます。

とりわけ、地方消費税の清算基準については、平成29年度与党税制改正大綱におきまして、平成30年度税制改正に向けて、税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、人口の比率を高めるなど抜本的な方策を検討し、結論を得ることとされています。

しかし、統計の代替指標にすぎない人口の比率を殊更に引き上げますことは、税収を最終消費地に帰属させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱するものでございます。本件につきましては、東京都は、客観的な指標を用いて消費の状況を反映した精緻なものとする方向で清算基準を見直すべきといたしまして、つい先日、愛知県や大阪府、都内自治体とも連携いたしまして、国に対して共同要請を行ったところでございます。清算基準につ

いて、統計で把握できる範囲と統計の比率をあわせて高めていく方向で検討がなされますよう、引き続き国に対し強く働きかけてまいりたいと思っております。

先ほど会長からも御発言がありましたように、今年度は検討期間の最終年度に当たります。これまでの審議内容を踏まえつつ、地方消費税の清算基準といった新たな課題や論点等につきましても検討を加え、3年間の集大成となります答申（案）を本日御提示いただいております。

答申（案）の作成に当たりましては、池上会長や諸富副会長を初め、小委員会の委員の皆様、本当に多くの時間を割いて御議論いただき、心から御礼申し上げる次第でございます。

そして、本日御出席いただいております全ての委員の皆様におかれましては、今年度の答申のとりまとめに向け、よろしく御審議いただきますよう改めてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

【池上会長】 次に、本年8月に特別委員の交代がございました。委員の紹介をさせていただきます。これについては事務局からお願いします。

【栗原税制調査担当部長】 それでは、新たに御就任いただいた特別委員を御紹介申し上げます。

東京都議会議員の増子特別委員でございます。

同じく、山内特別委員でございます。

同じく、清水特別委員でございます。

同じく、斉藤特別委員でございます。

同じく、吉原特別委員でございます。

委員の御紹介は以上でございます。

【池上会長】 続きまして、委員に異動がございましたため、特別委員の中から副会長を御選任いただきますようお願いします。

当調査会の設置要綱におきまして、副会長は委員の互選により選任することとなっております。

どなたか副会長を御推薦いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

石田委員、お願いします。

【石田委員】 副会長は、増子特別委員にお願いしたらいかがでしょうか。

【池上会長】 ただいま増子特別委員を副会長にとの御推薦がございました。

御推薦のとおり選任するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、増子特別委員を副会長に選任させていただきます。増子特別委員、副会長席へお移りください。

（増子特別委員、副会長席へ移動）

【池上会長】 それでは、これより議事に入ります。

まず、諸富副会長から「東京都税制調査会小委員会の開催経過」について説明をお願いいたします。

【諸富副会長】 本日御審議いただきます「答申（案）」ですけれども、お手元の「東京都税制調査会小委員会の開催経過」という資料にありますとおり、今年度5月から10月にかけて小委員会を5回開催いたしました。

第1回の「個人所得課税、個人事業税」、第2回の「地方消費税、地方財政調整制度、環境税制」、第3回の「資産課税」において議論を重ねてまいりまして、その内容をもとに答申（案）を作成したものでございます。

【池上会長】 それでは、事務局から「答申（案）」の詳細について説明をお願いします。

【栗原税制調査担当部長】 それでは、私から答申（案）について説明させていただきます。

お手元の資料1「平成29年度東京都税制調査会答申（案）の概要」をごらんください。

初めに、今年度の答申（案）の全体の構成でございますが、4部構成となっております。

第1部は「税制改革の視点」として、税制改革に関する当調査会の基本的な考え方を記載しております。

第2部「税制改革の方向性」では、地方全体の立場から分野ごとに課題を整理した上で、改革の方向性を示しております。

第3部では「地方税財政制度における諸課題」として、環境を基軸とした税制の実現や地方財政調整制度など、第2部では取り上げることができなかった課題について記載しております。

第4部「住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」は、答申（案）の締めくくりのパートでございます。今後目指すべき社会のあり方と、その実現のための地方税財源の充実の必要性などを述べてまとめとしております。

まず第1部「税制改革の視点」でございます。

「1 地方自治を支える分権改革」では、地方自治体が、地域の課題に自主的に取り組めるよう、役割と権限に見合った財源を確保することが必要であり、税制改革はこれを促進するものでなければならないとしております。

「2 財政の持続可能性の確保」では、現行の行財政運営を絶えず見直すことにより、歳出全般にわたる効率化を進めるとともに、税負担のあり方について国民的な議論を進めるなど、歳入面からの見直しを行うことも必要としております。

「3 地方税体系のあり方」では、所得循環の生産、分配、支出という3つの課税ポイントでバランスよく課税し、全体として均衡のとれた税体系の構築が必要。

社会保障の充実の全体像を見据えた上で、国と地方の税財源を役割分担に合った形に見直すとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべきとしております。

「4 時代の変化に対応した税制の実現」では、少子・高齢化、人口減少社会に対応した税制の実現に向け、受益と負担のバランスを含めた制度のあり方について本質的な議論を十分に行った上で、税と社会保険料を合わせた負担のあり方などについて総合的に検討すべき。

所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題。解決に向けては、歳出面の充実とあわせ、税制においても所得控除方式の見直しなどにより所得再分配機能を適切に発揮することが求められる。

環境重視の社会経済を構築していくためには、公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要。

税に対する理解を深める上では、「税負担がどのような行政サービスとして地域社会のために役立っているか」ということを分かりやすく伝え、納税者に「納得して納めていただく」ことを主眼に置いた取り組みを推進することが求められるとしております。

第2部「税制改革の方向性」でございますが、「1 個人所得課税」では、地方自治体の役割の拡大を踏まえ、それを支える自主財源として地方税の充実を図るべき。社会保障財源に充てる税として、国・地方を通じた個人所得課税の拡充も視野に入れるべき。

現行の所得控除を再編するとともに税額控除を積極的に導入するべきであり、給付付き税額控除も一つの方策。

「ふるさと納税」は受益と負担との関係をゆがめる制度であり、抜本的に見直し、寄附の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき。

個人事業税については、課税の公平性と納税者の税に対する信頼を確保するために、課税対象事業を限定列举する現行の方式の見直しまたは法定業種の速やかな追加を行うべきとしております。

「2 法人課税」では、地方法人税の創設及び拡大は、法人住民税が都道府県及び市町村の基幹税の一つであるという事実を無視するもの。地域間の偏在是正と財政力格差の縮小に向けては、地方税財源を拡充するとともに

に安定的な地方税体系を構築する方向がとられるべき。

外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するものであり、付加価値割等の外形基準は税収の安定化に寄与。

財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせることになるため、断じて許されない。

企業版「ふるさと納税」は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。税制の本質をゆがめる場当たりの措置であり、抜本的に見直すべきとしております。

「3 消費課税」では、地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的で、地方自治体の運営を支える自主財源としてふさわしい税。

地方自治体が行政サービスを十分にかつ継続的に提供していくことができるよう、地方消費税の充実を図っていくことが不可欠。

地方消費税の税収の帰属を決定する清算基準は、地方消費税に対する信頼を高めていく上で極めて重要なもの。清算基準の制度本来の趣旨は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させることであり、清算基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくべきとしております。

「4 資産課税」では、商業地等の負担調整措置に関しては、見直した場合に地価水準の高い大都市圏への影響が極めて大きくなることを踏まえ、条例減額制度の延長が今後も不可欠。

空き家の総数が増加している状況にあっては、住宅政策の柱を「住宅の新築」から「既存住宅の活用」へとシフトさせていくことは不可欠。新築住宅減額についても対象を重点化するなど大幅な見直しが必要。

まちづくりの方向性が地域によって大きく異なることを踏まえれば、原則として全国一律に適用される特例措置は見直し、地域の特性に応じて税制を活用できるような選択を可能とするべき。

償却資産に対する固定資産税を事業者にとって分かりやすい簡素な制度とするためには、申告時期について法人課税と整合性をとることなども考えられるとしております。

次に第3部「地方税財政制度における諸課題」でございますが、「1 環境を基軸とした税制の実現」では、化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税負担を求めていく必要。「地球温暖化対策のための税」のさらなる税率の上乗せを検討するに当たっては、社会的なコンセンサスを得る道筋を明らかにしていくことが求められる。

森林は多面的な公益機能を有しており、その保全は喫緊の課題。国の施策として全国的な森林環境税を導入するのであれば、国の責任において対応するべき。

持続可能な社会を実現するためには、車体課税を環境関連税制として位置づけることが効果的。一方、税制のグリーン化の進展により自動車関連税収は大幅に減少しており、その充実確保が重要な課題としております。

「2 地方財政調整制度」では、地方の固有財源である地方交付税について、財源保障機能、財源調整機能を適切に発揮させていくためには、法定率の引き上げとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映していくべき。

今、地方財政に必要なことは、地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築である。地方法人課税などの地方税制度を地方自治体間の財政調整の手段として用いることは、税体系を崩しかねず、結果として税への信頼を失わせるとしております。

「3 納税者の信頼向上に向けた取組」では、これからの税務行政には、適正・公平な賦課徴収による信頼確保に加え、税の仕組みや税と行政サービスの関係をわかりやすく伝える等、都民の視点に立った取り組みの推進が求められる。

税に対する理解を深める上では、「税負担がどのような行政サービスとして地域社会のために役立っているか」という点を納税者が実感することが重要。

租税教育を実施する際、税に対する理解と納得感を高めるための方策として、「主権者教育との連携」と「個人の経済活動に結びつけた学習」が挙げられるとしております。

「4 都の重要施策を支える税制の役割」では、政策課題の解決に向けては、規制や補助金等を補うものとして税制を活用することも有効な方策の一つ。

特定の政策目的を実現するために税制を活用する場合には、その施策の必要性に加え、合理性・有効性・相当性の観点から慎重に検討する必要としております。

最後に、締めくくりの第4部「住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」では、海外から国内への投資や人材の移動を促進し、経済のグローバル化がもたらす利益を享受することが、日本全体を持続的発展に導く。

社会経済の活力の原動力は人材。全ての人々がみずからの意志でチャレンジできる社会を目指し、多様な人材を生かす社会の構築に向けた施策を推進することが求められる。

都民・国民の未来を切り開く礎は、次世代を含めた住民が安心して希望を持って暮らせる地域社会の実現にある。地方自治体の役割と権限にふさわしい地方税財源の充実に向けて、たゆまぬ税制改革の努力が求められるとしております。

答申（案）の説明につきましては、以上でございます。

【池上会長】 それでは、審議に入りたいと思います。この際、諸富副会長から何か補足することがあればお願いします。

【諸富副会長】 今、ざっと包括的に答申（案）の中身を御紹介いただいたところなのですが、特に議論の中でかなり時間をかけたポイント、その特徴的な点だけ答申（案）の本文に従いまして、少しお話をさせていただくと、15ページにふるさと納税がございますように、今回の答申（案）ではふるさと納税に対して東京都の立場からかなり批判的な観点を打ち出して、文章を書かせていただいております。24ページから25ページに記述がございます企業版のふるさと納税についても、同じような観点から記述を行っている点が特徴的かと思っております。

30ページにございますのは、現在メディアでも取り上げられるようになってきております消費税の清算基準の問題です。人口基準に基づいて地方消費税を配分すべきではないかという問題提起が行われておりますけれども、本来的に議論はそちらに行くよりは、最終消費とは何か、それをしっかり把握する客観的な指標、その精緻化ということに向けて議論するのが本筋ではないかという観点を打ちしております。

34ページ、この固定資産税についてもかなり今回は時間をかけて議論をしてみました。35ページあたりに書かれてありますように、平成27年度の与党税制改正大綱にありますように、これまであった特例等の負担調整措置については、これから見直していく必要があるということで、こういった議論が今後起きてくる可能性があるわけですが、そうなった場合に地価の高い東京としてはかなり税負担が高まってきて、さまざまな影響が出てくることが想定されます。その場合に条例等により一定程度減額、負担を緩和できる措置を今後も維持していくべきだという提言をしている点が特徴的かと思っております。

また、新築に対する税制上の優遇が強く入っているわけですが、人口減少時代で空き家がこれからふえていくという時代を前にして、新築優遇を徐々に中古の既存の住宅を有効活用していくような税体系のあり方にシフトしていくべきではないかという考え方に基づいて記述しております。

46ページに森林環境税。これもひとしきり小委員会でも議論したわけですが、これについては特段として都税調としてこうすべきという議論、意見は書いていないわけですが、国のほうで進めるということがあり、地方税の住民税の均等割部分を増税させるというような形での案が、現在、国のほうで議論されているわけですが、これについて実際に地方自治体に事務負担を負わせることなく、国の責任において対応すべきであるという形で書かせていただいております。

最後に、59ページ以降は納税者の信頼性向上に向けた取り組みということで、租税教育に関して、これもこれまでの答申に比べて非常に今回の答申の特徴的な点で、調査も行いまして、調査報告書の中身を反映させる形で相当分厚く、この部分については議論をしている。特に納税は義務なのだからということではなくて、主権者教育との関連において納税教育、租税教育というものを位置づけていくという点が、今回の記述において重要なポイントかと思います。

以上、論点を紹介させていただきました。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。答申（案）は、先ほど御紹介いただいたとおり4部構成になっております。

第1部「税制改革の視点」、第2部「税制改革の方向性」、第3部「地方税財政制度における諸課題」、第4部「住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現」となっておりますが、相互に関連する内容もございますので、これについて一括して御審議をいただければと思います。

どこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言いただければと思います。いかがでしょうか。吉原特別委員、どうぞ。

【吉原特別委員】 池上会長さん初め、委員の皆さん、これまで答申（案）をおまとめいただきまして、その御労苦に心から敬意を表したいと思っています。

今それぞれ御説明をいただきました。私も今日この都税制調査会の出席は初めてでございまして、不要な発言がありましたらぜひ途中で結構ですからとめていただければと思います。

まず最初に、ふるさと納税について御意見を申し上げたいと思っているのですが、このふるさと納税によります減収額というのは、区市町村を含んで東京全体で約470億円あると言われているわけでありまして、私は地元が町田市でございまして、町田の場合にとっても約5億円ぐらいに上っている実態がございまして。この5億円というのはそう大きな町とは言えない町の中の財政規模を見たときに、この5億円があれば本来であれば住民サービスに使われるものであって、その影響というものは決して小さいものではないなと実感しております。また、ふるさと納税をしている方々の中にも、高所得者ほど多くの返礼品を受け取られる制度となっているわけでありまして、税の原則であります公平の観点からも大きな問題があるのではないかと。そんな思いをしております。

私もそうでありまして、生まれ育ったところは地方でございまして、ふるさとに貢献したいという納税者のその思いを実現するというこの制度の趣旨は否定されるものではないと思いますが、東京都に住んでいる約半分の方々は地方出身者の方だと思っております。そうした個人の方々が寄附という形で生まれ育ったところ、あるいは何か関係のあるところに報いていくというのは十分理解できる話だということは、私自身も感じております。だからこそのふるさと納税制度について地方を応援するという趣旨を生かしながら、健全な形で発展させていくためには、寄附する人がふるさと納税の使われ方とにかく共感していただかなければならない。その共感していただいたものをもって寄附できるようにしていくことが、これは最も重要なことだと思います。そのために例えば寄附に対する返礼品の割合をさらに引き下げる。そういった方法か、もしくは自己負担額を引き上げる。こういうことが必要ではないかと思っております。要するにふるさと納税をすることによって得になるという部分を減らしていくことが大切ではないかと思っております。

この点、答申で先生方、さまざまな御議論をいただいた中で、寄附の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきとされているわけでありまして、その方向性は全くそのとおりで私自身も思っております。こうした先生方のさまざまな御議論を、ぜひ国に対しても強く働きかけていかなければならないなと私も思っているところでもございます。

ちなみに、ふるさと納税は疲弊する地方を応援するという観点から設けられているものでありますけれども、

支援されるべきは東京以外のところだけではなくて、東京にも私は実はあるのではないかと考えています。それは私ども、私は三多摩出身でございますけれども、三多摩の中でもベッドタウンと言われてきた経緯のある自治体というの也不少なからずあります。そうした地域は本当に急速に全国どこでもそうかもしれませんが、高齢化が進んできているわけございまして、そうした高齢化率を見ても、これは当然のことながら住民基本台帳をベースとしたものでありますけれども、町田の場合、かつて昭和60年には6.4%でありましたが、そのとき東京全域でも8.8%ということで下回っていたのです。だけれども、現在この平成29年にあっては町田の場合については25.9%、東京都全域では22.5%というふうに大きく上回ってまいりました。

高齢化が急速に進んできたところでございますけれども、将来的にはますます人口減少が進んでいくと言われている統計もあるわけでございますので、そこに住みなれた人たちは、そうではない人たちもおられるかもしれませんが、比較的若い人たち、あるいは身軽な皆さんにとっては、三多摩というよりは都心に住みたいと思うような人がますますふえていくのではないかとということになると、当然のことながら高齢化が三多摩のほうはさらに進んでいくことが予想されるわけだと思います。そうしたベッドタウン的な自治体にとっては、社会保障の負担はそういう意味で言えばますます増加していく一方でありますから、その反面、個人住民税を初めとした税収は当然のことながら縮小していくことになるのだらうと思います。そうしたベッドタウン的な自治体にとっては、企業を受け入れられるような環境が不足しているところもたくさんあるのです。そういう意味で言えば法人住民税や従業者数などに基づいて配分される地方消費税、さらには固定資産の価値を課税ベースとする固定資産税の伸びも大きく期待できるものではないと思わざるを得ないと思います。

答申（案）の中では地方財政調整制度に触れられているわけでありまして、都は国との関係において税収の偏在を是正される立場にある一方、都の中にあっても都心区のように税収が十分ある地域と三多摩のようにそうでない地域があるわけでありまして、この都税調はこうした問題を直接検討する場ではないと思うのですけれども、委員の先生方においても税制度を検討する際のベースとして、この問題にもぜひ御理解をいただきながら、今後、御議論をいただけたらありがたいなと思います。

そして、さらに固定資産税についてでありますけれども、答申（案）の中で東京とは地価が高く、住宅コストが大きいため、都民が今後も住み続けられるよう配慮する必要があるとされております。これはごもっともなことだと思うわけございまして、固定資産税などが上がることによって生活や商売の基盤である住宅や店舗を維持できなくなってしまうということは、避けなければなりませんし、そういうことが今、目に見えてきているような状況にもあるのだらうと思います。

今まさに国のほうでは平成30年度の税制改正に向けていろいろ御議論をいただいているようでございますけれども、商業地域にかかる固定資産税について税負担を引き上げる方向で議論されているというようなお話もお聞きしているわけでありまして、しかし、東京23区の商業地の評価は全国平均に対して20倍の高さであるわけでありまして、現在でも高い固定資産税の負担をこれ以上引き上げていくことは、とりわけ個人、零細経営者の皆さんにとっては、あるいは中小企業の皆さんにとっても極めて大きな影響を及ぼしていくことになるのだらうと思います。こうした地価の状況が大きく違う中で、全国一律の見直しを行うことはいかがなものかと思っています。

現在、都民の負担緩和を目的に実施している条例減額制度による効果は、約100億円だと言われているわけでありまして、地価が高い東京都にあっては有効に機能しているものだと理解をしています。しかし、この措置は地方税法で平成29年度分までの時限措置だと定められている制度で今まで活用してきたものでありますから、これから都においてはこの答申をもとに条例減額制度が平成30年度以降も継続するよう、国に対して積極的に働きかけていく必要を強く要望したいと思っています。

また、答申（案）では、住宅政策について新築から既存住宅の活用にシフトしていくことが不可欠だと言われ

ているわけでございまして、今後、御案内のとおり人口がますます減少していく中であって、空き家の問題も現在もう既になっているわけでありますけれども、こうしたものを解消していかなければなりません。加えて良好な住居の環境を確保していくためには、先ほどもお話がございましたが、既存住宅のリフォームを促進して住宅性能の向上を図っていくことが、とても今、重要だと思っています。このたび取りまとめていただいたような新築住宅に対する軽減措置を重点化するだけでなく、住宅の改修に関するインセンティブを少しずつ高めていくことが、これから必要になっていくのではないかと考えています。固定資産税では現行においても省エネあるいはバリアフリーの改修や耐震改修に減税措置があるわけでありますけれども、例えばこうしたもの以外に東京においては、住宅性能を向上させるためにリフォームにも減税措置の対象を広げるとか、あるいは減税の規模を拡大するなどの方法も考え得るのではないかと考えているわけですが、この点については先生方に御意見をお聞きしたいと思っています。

さらに良好な住環境を確保していくという意味で、身近に豊かな自然環境、よく緑だとか緑率だとか言われるわけですが、そういう存在があることは、これから私たちの東京都民の皆さんが住んでいく環境の中にあってはとても大切なものだと思っています。そういう意味で答申（案）では、まちづくりと固定資産税に関して地域の特性に応じた選択を可能とするべきとしているわけでありますけれども、都においては特に市街地にある農地を初めとした緑は重要である。このことは誰しも否定をするものではないと思っています。そういう意味で特に市街地にある農地を初めとした緑は、これからも減らすことのないような施策をしっかりとしていけるような税制制度をつくっていかねばならないなと思っておりますので、御検討をお願いしたいと同時に、加えて緑のことにありますとどうしても農地がいつも対象になって、平成20年から25年ぐらいまでの間にあっても、数字で言えば0.7%は小さいように感じるわけですが、かなりの広さの面積がなくなってきているという現状もあるわけでございまして、そうしたことが農地だけに頼っていて、農地を減らすことをこれからは当然のことながら先ほど申し上げたとおりでございまして、それ以外の例えば東京のこの都心部だと言われるような山手線の中を見ても、昔からの代官屋敷だと言われるような、あるいは戦前から建てられたような例えば八芳園だとか、椿山荘だとか、ホテルオータニさんもそうかもしれません。そういうところには営業として、事業としての緑をしっかりと確保しながら事業をさせていただいているわけでありますけれども、やはり都心にあったそうした民間の緑というものをできるだけ減らしていただかないような方策というものを考えていかねばならないなと思います。

都市整備局についても建てかえのとき等々について、いろいろな施策があって、公共空間をつくらうだとかいう施策はあるわけでありますけれども、現在あるものをこれからもずっとそういう事業を続けていく、あるいは継続をしていく意思のあるところに対しての緑を減らしていただかないような環境ということについては、何とか税制度の中でも少し考えていかねばならない問題もあるのではないかと考えていますので、提言だけさせていただきます。

長くなりまして恐縮でございますけれども、外形標準課税についてでございますが、これの適用対象法人については答申にもありましたが、中小法人の負担には十分配慮する必要があるとされておりました。もっともそのとおりでございまして、現在も大企業で業績が堅調な企業は大変多いかもしれません。しかし、我々が中小零細事業者の皆さんのさまざまな御意見を聞くと、決してそうではない。そういう返事がいつも返ってくるわけでございまして、こうした中小零細事業者の皆さんの状況を踏まえた中で、赤字法人でも負担を負える外形標準課税を中小法人に拡大するというのは問題があると言わざるを得ないわけでございまして、ぜひこのことも都として国に対して外形標準課税を中小の法人あるいは個人事業者、そうしたところに拡大しないように強く要望していかなければならないと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

なお、この議論に少し離れるかもしれませんが、余分なことかもしれませんが、昨今、ベーシックインカ

ムという話をちらほら耳にするわけでございまして、このベーシックインカムが本当に私たち日本の先人の皆さんが脈々とならなってきた、そうした精神に合う制度なのかどうなのかということは、私は非常に疑問に思っているわけでありまして、そういう意味で言えば現在でも財源の問題だとか、就労意欲の問題だとか、さまざまなことが語られている中であってのそうしたベーシックインカム、誰でも公平に、一律に、こういうこととございませぬけれども、こういうことがこれからの世の中、日本の風土あるいは日本人の精神に合うのかどうなのかということも、もし余分なこととお聞かせいただければありがたいなと思っています。

もう一点だけ最後に大変恐縮でございますけれども、都税調も27年、28年、29年、ことしが最終年度だということで取りまとめをいただいて、案をつくっていただいたのだらうと思います。社会が大きく変化をする中であって、さまざまな課題が税問題にもあるわけでございますけれども、それが27年度から始まって29年度で総まとめだ。単年度でもそれぞれ答申を出していただいていることは承知しているわけでありまして、このことについては国の自民党税調もそうでありませぬけれども、政府税調もそうでありませぬけれども、やはり単年度でそのとき、あるいは継続的なものも含めて議論をされているわけでありませぬので、できれば東京都税制調査会も3年度ということで、任期を1期3年ということに区切らないで継続的な議論がある。そして、新しいものがまた税制調査会で議論される。こういう環境づくりというのは必要ではないかと思っています。これは先生方に申し上げる話なのか、局側に申し上げる話なのかわかりませぬけれども、そのような感じをしているところでございませぬので、以上、少し余分なことも含めて発言をさせていただきました。

先ほど2点だけ若干お尋ねをさせていただきましたので、お答えいただける分結構でございますので、お願いします。

【池上会長】 ありがとうございます。

ふるさと納税について、固定資産税の商業地などの負担調整措置について、空き家対策との関連でいわゆる住宅の改修に関するインセンティブについて、都心の庭園の部分も含むいわゆる緑の保全について税制面から対応する可能性について、ベーシックインカムは答申には書いてございませぬが、それについての話。それから、都税調の組織の仕方について、それぞれ御質問、御意見、御要望がございました。これについて小委員会での議論を踏まえて、諸富副会長からございましたら。答えられる範囲で結構です。

【諸富副会長】 各点につきまして御意見をいただきましてありがとうございます。

ふるさと納税の点については、全く御意見とかなり共有する方向で私たちも議論してまいったかと思ひます。固定資産税に関しても同じでして、議論が必要だとすると御提言いただきました住宅の改修に関するインセンティブです。これについては実は答申でいきますと一番最後になるのですけれども、64ページ以下をごらんいただきますと、都の重要施策を支える税制の役割という形で、税制を通じた政策支援のあり方ということで課税自主権を活用したと書いてありますけれども、その中で66ページになります。特にここは具体的な議論をしているわけではないのですが、ひとしきり税制調査会としても何らかの形で今後、政策の必要性があつて、今回、御提案いただきましたような住宅改修という例えばそういうテーマについて、税制上、政策を支援すべきかどうかという点について幾つか基準を設けて、それに合致するという議論をした上で、これはゴーサインを出すべきとなった場合にはあり得るといふ話もしています。

ただ、その前に幾つか議論すべき点があるだらうということでここに書いてあるわけですが、せつかく御提案をいただきましたので、今回、御提案いただいた点について深く議論することは今回難しいかと思ひますが、せつかくの御提案ですので、例えば次期においてこういった住宅改修というのは我々としても新規よりは既存ヘシフトをと言った手前、非常にそこと響き合う重要な御提言でもあつたと思ひますので、次期にこういう形でさらにこれを検討の1つとして考えるといふのは十分あり得る話だと思ひ、拝聴しておりました。

また、緑の維持も同じように考えておりますし、例えば今後、東京都においても中心部においてはまだしばらく

く人口増加が続くかもしれないのですけれども、都内でも人口減少が顕著になっていくエリアが出てくるかもしれません。その中で生活の質を高めるために緑の維持、もしくはむしろ空き地とか空き家といったものをどのようにしていくかという問題がこれから出てくるかもしれませんが、そういう中でむしろ緑に転換をしていく土地利用、緑に転換をしていって、都内における緑をふやしていくための投資をしていくといったことも場合によっては考えられるかもしれません。既存の緑を保全するだけではなくて、緑に新たに投資するというのも考えられるかもしれませんし、そういった緑の投資に対してどう考えるのか、税制上、優遇すべきかどうか、あるいは税制以外の政策手段を使うべきかどうか、こういったことを含めて御提案の趣旨としては個人的には非常に今後重要なテーマだなどお聞きしておりました。

中小零細企業における外形課税の適用については現在、資本金はたしか1億円超という仕切りがございますけれども、今後それを場合によっては下げていくといった議論も出てきているわけですが、これについても中小企業に対してどう考えるかというのは非常に重要なテーマだと思います。

ベーシックインカムについては私がお答えするのがいいのでしょうか。そこは委員の先生方に自由に議論をいただくほうがいいのかもしれませんが。私も一定の考えを持っておりますけれども、私ばかりしゃべり過ぎるのもあれですので、他の委員の先生方でもし御意見がございましたら、御自由に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【池上会長】 御意見がございましたら、御発言いただければと思います。

【吉原特別委員】 余分なことですから、なければいけないで結構です。ありがとうございました。

【池上会長】 今、諸富副会長からお答えしましたとおり、小委員会の議論のこれまでの到達点をお話しさせていただきます。

私から多少補足しますと、ふるさと納税につきましては、まさに先ほどお話があったとおり、この答申は3年間の議論の成果でございます。おとしも去年もずっと議論をしておりまして、特別委員の方々は今回、交代されたのですが、昨年までの特別委員の方々もいろいろ御発言をいただきまして、ほとんど意見は一致していたと思います。そういうことも踏まえて今回のこの答申（案）になっているところを御理解いただければと考えております。

もう少し申しますと、東京都における例えば23区と多摩地域の違いと申しますか、あるいは状況の違いについてどう考えるかということになりますと、これはむしろ国の制度というよりは、東京都自身がどう考えるかということです。この答申（案）にも書いてありますとおり、国の一律の制度としてやる方がいいのかという議論はあります。ですからここにもそれぞれの自治体がこの制度をどう考えるかということを、いわゆる地方分権の観点から捉え直すこともできるのではないかという問題提起をさせていただいています。

それから、先ほどお話がありましたとおり、今回の答申はこれで終わってしまうわけではなく、今後もこの議論は続いていくわけです。今回お話しいただいている議事録も全て公開されますので、こういうことを踏まえて今後も議論を進展させていく上での論点を提示していただいている、と私としては考えております。

都税調の組織については、これは今日お配りしている資料の中に設置要綱というものがございます、これは知事決定でございます。我々は委嘱された側でございますので、これについては知事部局で御議論いただければと考えております。

金井委員、お願いします。

【金井委員】 前にも言ったことがありますけれども、附属機関条例主義というのが本当であります。本当は審議会は条例で設置しなければいけないというのが地方自治法上の大原則である。石原都政のときに都税調をつくったのは緊急というか、最初に要綱でつくるのはやむを得ないにしても、筋から言えば本来、条例事項であって、条例でつくるべきである。ということは、要は知事要綱であるから執行部サイドに聴くという話ではなくて、

むしろ都議会議員の方が何を考えているのかというのが最大の論点であります。本来ならば条例化するというのが筋ではないかというのは前回の都税調でも申し上げたことでありますが、そのときも都議会議員の副会長のご発言は議事録でご覧を頂ければと思いますけれども、そういうことがあります。筋論としては、地方自治法上は附属機関条例主義であるというのが大原則です。国で言えば八条委員会というものですけれども、そういうことが前提かなと思います。

もう一つ、ついでですけれども、ベーシックインカム自体は都税調で議論していませんから、要は今後の将来の検討課題をいただいたかなと思います。ただ、14ページで給付付き税額控除については若干議論をしております、ベーシックインカムと負の所得税と給付付き税額控除は、必ずしも同じではないのですけれども、やや似たようなさまざまなバリエーションの中では、給付付き税額控除というのが議論としては頭出しはさせていただいているかなということでもあります。それだけ補足できればと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。今、金井委員から御発言がありましたとおり、昨年でしたか、確かにこういう調査会は条例で設置すべきものではないかという御議論がございました。先ほど私は知事部局と申しましたが、より正確に申し上げますと、知事部局だけでなく、条例であれば当然、都議会ということになりますので、そこでの協議あるいは審議という問題になるかと思えます。それについてはしかるべきところで御協議をいただければと考えております。

斉藤特別委員、どうぞ。

【斉藤特別委員】 今回から新たに選任された者ですから、今まで東村邦浩が大変お世話になってまいりました。税制調査会という場があることにまずは感謝を申し上げます。そして、私は都民から選ばれた者として、学識者の皆様に前に、あるいは行政の担当の専門家を前に、なすべきことというのは今みたいなお話を正面から受け止め議論を前に進めていくことであろうと思いました。

私は万全の準備をして本日臨んだわけではありませんけれども、議会側、特にふるさと納税につきましては、近年、27年に諮問されてから28年、29年と急激に納税額がふえております。これはテレビ、マスコミの捉え方の問題もあり、また、今までの税のあり方は本来、みんなが参加すると決まりませんので、そういう意味で税の公平、公正、簡素ということから言いますと、みんなの声を聞けばいいというものでもないのも事実なのですが、ただ、最近の税のあり方をめぐっては非常に政治化している側面が感じられます。ですから私はそういう面では平成14年のときとは同じとは言いませんけれども、国は東京の税から収奪できるものは何かないかということで探しているように、消費税の基準の話もそうですが、感じます。

ですから私は都民感覚で発言を許されれば、積極的にお話をし、そして先生方学識者の皆様からの今の条例化の問題もございますが、これはしっかり議会に持ち帰って検討していく内容だろうと思っておりますので、発言を今した次第でございます。

税につきましては、消費税の軽減税率の問題を初めとして、本来の税のあり方ではどうなのかという御議論もあろうと思えます。民主主義と税のあり方について理解を深めていく大事な時を迎えていると思えますし、地方議員とすれば中央と地方のあり方の地方分権の議論を超えて、より一層、地方自治体の税財源のあり方について広く住まわっている住民の方を味方にしていかないと、今の国の税制改正の大きな荒波にあらがうことはできない。戦う税調ということかどうかわかりませんが、私はこういった税調の場に発言を許されていることを大変感謝しつつ、しっかりと研鑽をして専門の委員の皆様から御示唆いただいた内容を都民にしっかり伝えていく、世論を喚起していくことも重要であると思えます。

長くなりますので、一度この話は1回切ります。後でまた別の角度から発言を許していただきたいと思えます。

【池上会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございましたら。山内特別委員、どうぞ。

【山内特別委員】 池上会長初め、委員の先生方には中長期的な課題に加えて、都の直面する課題についても議論をしていただいて、大変感謝をしているところであります。そういった中で、私のほうから何点か要望を述べさせていただければなと思っております。

多く取り上げられている不合理な偏在是正措置についてでございますけれども、これは都を含む大都市の問題でありまして、東京都が声を上げていくことが大変重要であって、全国に見てこの問題意識を持っているのは、まさしく都を含む大都市のみというのが現状ではないのかなと思っております。都民、国民が問題の所在すら気がつかないまま議論が進んでしまうおそれがありまして、こういった問題意識を持って東京都が繰り返しこの正論を主張していくことがとても重要であると思っております。

近年の偏在是正措置の規模は大変目を見張るものがありまして、その一方でこの議論が行われる過程で常に感じていることは、大都市の財政需要に対する視点が欠けているという点であるのではないかなと思っております。答申にも書かれておりますけれども、東京のこれからのさまざまな課題、特に高齢化が進むという中で社会保障、さらには医療・介護といったところには、毎年300億から400億円といったペースで増加をしていくといったことが言われております。また、東京都は首都直下型地震への備えといった防災対策もしっかりとやっていかななくてはならない。そういった形の中で今日、この場にいらっしゃる皆さんは同じ思いを持っていると思っておりますけれども、大都市特有の需要に充てるべき財源を奪うことは、大都市のまさしく活力といったものを失うことにつながりかねず、結果として日本全体の活力を阻害するような形になってしまうのかなと思っております。

地方法人税や地方法人特別税による都への影響額は、平成20年度から29年度までの累計で2兆2,000億円と言われております。消費税10%段階では地方法人税の影響額は年間4,900億円に上るとされており、社会保障の拡充のために消費税の税率引き上げが行われたにもかかわらず、これらの措置によって東京において地方消費税の税率引き上げ分を超える減収となっているといったことであります。都民が納めた税金を都民サービスの向上のために充てられないという現状は、まさしく容認できないものかなと思っております。

また、消費税の清算基準について人口比率を大幅に引き上げる方向で検討がされておりますけれども、大都市から地方への税収移転を意図しているものと言わざるを得ないと思っております。消費とは関係のない基準で税を配分することは、譲与税と変わりがなく、地方消費税を地方税として獲得してきたこれまでの努力を無にすると言わざるを得ないと思っております。

先日、小池都知事が野田総務大臣に要請を行っておりますが、私は、清水特別委員もそうですけれども、都民ファーストの会でありまして、都民ファーストの会としてもしっかりと機を捉えて声を上げていかなければならないと思っております。

都道府県間の財源調整は、国がその責任において行うべきであります。答申（案）においても税を財源調整の手段として使うのは、応益原則に反すると取りまとめていただいておりますけれども、あるべき税制の姿は東京だからこそ要るものであり、これはしっかりと今後も言っていかなければならない。そういった大きな点であるのかなということを、まずはこの不合理な偏在是正の措置について申し上げたいと思っております。

あと、ふるさと納税については先ほど吉原特別委員からもありましたけれども、このふるさと納税の利用の拡大の理由は、平成27年度の税制改正において特例控除分の上限が引き上げられたことや確定申告が不要になるなど、より使いやすい制度となったことが背景とされておまして、それ以上に何よりも豪華な返礼品を当ててに寄附をする人が後を絶たないということも、大きな原因の1つになっていると思っております。ふるさとを応援するという制度趣旨を真正面から否定するものではありませんが、それにしても現行の制度で、もはや無償であることが前提の寄附とは大きくかけ離れているのかなと思っております。事実上の節税対策とならないように見直しが必要であり、また、今日おまとめいただいた答申（案）の16ページに、ふるさと納税は抜本的に見直しという一文がありますけれども、これを例えば返礼品相当は自己負担とするといった見直しをしてもいいの

ではないかといったところを要望させていただければなと思っております。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

諸富副会長から何かございましたら。

【諸富副会長】 御意見、コメントをいただきましてありがとうございます。いただいたポイントのほぼ全てにおいては、今回の答申（案）とほぼ同じ方向に沿って、むしろかなり力強く後押しをしていただいたと思っております。

最後のポイントが文案にかかわるところなので、そこが1つのポイントかなと思います。16ページ、抜本的に見直し、本来の趣旨に沿った制度に改めるべきであるというところを、はっきりと返礼品ということですね。

【山内特別委員】 それが意見でありますので、あとは皆さんで御議論いただければと思っています。

【諸富副会長】 そうですね。私たちも実は議論の中で、寄附の本来の中で趣旨を大きく外れた制度になってきているのではないかという点についてはひとしきり議論をしました。わずか2,000円の負担でかなり大きなベネフィットを得られる制度になってしまっていて、本来、寄附ということからすると寄附文化をきちんと育てていくというのは、こちらが負担した上でどここのふるさとのために役に立ちたいというふうにお金を拠出するのが本来なのですけれども、そこが外れていて返礼品獲得が実は主目的と、それと御指摘のように高所得者ほど得をしてしまう制度になっていて、つまりそういう意味ではむしろ逆進的になるような制度設計になってしまっている点、ひとしきり我々も議論いたしました。その中で最後に御指摘いただいたような御提案の趣旨も、実は寄附の本来の趣旨に沿った姿に改めるべきという、この「改めるべき」の中に読み込ませていただくというのも1つ案かなと思ひまして、御提言として非常に共感するところがありました。ありがとうございます。

【山内特別委員】 よろしくお祈りします。

【池上会長】 それでは、ほかに意見がございましたら。斉藤特別委員、どうぞ。

【斉藤特別委員】 先ほどは審議会のあり方について金井先生の後を追うようにお話をさせていただきました。私からは長くは申し上げませんが、固定資産税をめぐる議論につきましては、今回の税制改正、国は27年度の与党税制大綱にも書かれている文言を見ますと、結局、条例による減税の制度を継続するという一言を明記することで必死でした。それが入った段階で次の後段の部分について、大変今回非常に厳しい議論が展開される文字がそこに書かれておりますけれども、デフレ経済からの脱却を見きわめた上で税の公平性や市町村の基幹税目である固定資産税でございますので、その充実確保を目指しての検討を行うと明記されている。全国を見ますとやはり評価替えですので、この制度をフラットにしなくても、固定資産税は今回、都市部においては重くなりますが、地方においては税収のあり方をめぐって固定資産税は基幹税目ですので、できるだけ税収がふえたほうが良いという地方が多い。ですから東京都における御議論と、全国をベースにした国の議論と大きく差が出てきてしまうのは、そういった観点があるのかなということを考えますと、東京都選出の国会議員の方にもしっかり主張していただかなければいけないかなと思っております。

私は商店街で今、ちょうど青色申告会の皆様なども毎年この条例減額制度を頼って、いわゆる政策減税として継続を求める御要望を一生懸命声を届けられていますけれども、それを可能とするのは条例減税制度があったらばこそでございますので、何とでもこれを、今このときになぜ見直すのかということについて、その大義をしっかりと見きわめなければいけない。私は断固そういう気持ちで臨んでいきたいと思っております。

商店街などは、ほとんどこの減税制度があることがある意味では当たり前になっているような感覚がよくないので、税のあり方については十分理解していただいた上で、皆様が生き続けるために、暮らし続けるためには減税のあり方というのは継続が望ましいと思う中で、今回の答申（案）の中にしっかりと先生方の御議論の中で書き込んでいただいていることに大変意を強くしまして、これをぜひ地域の方にもしっかりと伝えて、

これからの税制の国の議論に対してともに声を上げてもらいたいということを訴えていきたいと思っております。

もう一点、納税教育について触れていただいています。納税教育については平成23年度ぐらいから各地方自治体にも協議会などを設けて、教育の場で特に義務教育というと小中でありまますけれども、社会人になる直前の高校生に向けて納税教育の重要性を捉まえて、東京都内でも皆様にそういう教材をつくっていただいて、高等学校での授業なりの副教材に使っていただいて、現物をこの間、拝見し、大変感銘いたしました。

その中で私が思うものは、税の歴史です。税は日本国内では貧窮問答歌のようなものを学びますけれども、取り立てられることを本当に悲しく思うみたいな、そういった日本国内にも税の歴史というのはつづられておりますが、戦後のシャープ博士によりますシャープ勧告の流れも、やがて70年を迎える青色申告会などの場で勉強をしたのですけれども、大変感銘を受けました。納税する側に義務を課して、義務を履行することをもって徴税する能力を高めようとするのか、それとも納める側に納得していただいて、みずから申告をして、ガラス張りにして公平というものをともに確認していくのかという、このアイデアの中で青色申告制度の源流としてのそういった納税のあり方があった。

私は日本の歴史を学ぶことが高校生にとっても、また、中学生にとっても非常に日本の国、この東京、この地域をどうするかという観点から主権者教育にも直結すると思えますし、また、それであればぜひ自分も支える側になっていきたいと意識が高まっていくのではないかと思いますので、ぜひ税の歴史なども納税教育の一環の中に入れていただいて、特に近代における税の姿などは、租税がなぜ減税というものをやっているのか。なぜ政府税調、与党税調というものがあるのかということまでは、高校生よりさらに長じていただく方々に期待するところですが、ぜひ民主主義と税のあり方も勉強していただきたいと思って答申を読ませていただいております。

結びになりますけれども、この地方消費税の算定基準につきましては、答申で先生方が書いておられるとおりでと思います。人口は1つの要素でございますが、ではなぜ消費税を導入するときはその基準を百貨店等の統計を重きに置いて、そして人口基準を比率にしたのかというスタート段階の議論が必ずあったと思います。選挙法の区割りの話も人口、人口とやって変な区割りになっていますけれども、人口ありきではかれるというのはとても後づけのような感じがいたします。人口はオールマイティーではありません。人口統計は1つの統計の手法でございますので、最終消費地において消費税の算定の精緻化を行うという当たり前のことが通らなくなっているのは大変おかしい。これをぜひ消費をいただく、消費税を納める方にぜひ御理解いただく運動も、特別委員としてはしていかなければいけないと思っております。

大変長くなりましたけれども、まずは池上会長初め、これまで委員としてこの答申をまとめられました諸先生方に敬意を表しまして、私の1つの所感として申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【池上会長】 ありがとうございます。

この点につきまして何かございますか。

【諸富副会長】 的確なコメントをいただきまして、ありがとうございます。固定資産税につきましては、御指摘のように全般的に人口減少、地価下落の中でも固定資産税の税収を維持したいという全国の自治体の恐らく要望、思いがあって、税制改正大綱で出てきているような方向性ができているのかと思っております。それに対して都としてはだめだとはもちろん言うことはできないわけですし、ただ、都は都としての事情がございますので、そこは委員御指摘のとおりでございます。条例減額というものを引き続きやれるように、これを維持していきたい。これが非常に重要な点でございます。そこは全く御意見のとおりかと思っております。

また、租税教育についても特別にコメントをいただきまして、うれしく思いました。ここは非常に重要な点だと思っております。義務なのだから払わなければいけないという視点を越えて、むしろ公共的なものは非常に大事だと。主権者としての立場から出発しても公共的なもの、しかし、ほっておけば公共的なものは勝手に動い

ていくわけではなくて、みんなの参加と、それを支える財源をみんなでシェアしていくことが必要だという認識は深まっていく必要があって、委員がおっしゃった民主主義と税の関係を日本の近代史の文脈で特に学んでいくべきだと、私も全くそのように思っております。ありがたい言葉をいただいたかと思えます。

最後に消費税の清算基準、これはなかなか難しい点でして、委員の皆様方からほぼ全てこの点については言及をいただいているところですが、清算基準についてはなぜ人口なのかということは常にございます。私たちも議論の中では経緯があったはずだと。そのときに最終消費というものの本当の定義は何なのか。そして、その最終消費をどういう基準で、あるいは指標で捉えるのが望ましいとされたのか、議論の経緯があったはずで、実はそれだけではなくて例えばインターネットでショッピングをしたりとかする場合に、捉え切れない部分があるということから、一挙に人口へ飛んでしまうという極端な触れ方になっておりまして、そういう意味では本来、最終消費というものを正確に捉え得る統計指標の開発をしていくべきであって、そこを避けて人口ということへ飛んでしまうのは非常に望ましくないという議論をしております。そういう意味では問題意識としては斉藤特別委員と共有するところは非常に多いと考えております。

若干私から答えさせていただきます。

【池上会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問がございましたら。では、清水特別委員。

【清水特別委員】 清水やすこと申します。

3年間の皆様の御意見をまとめられて、本当に感謝を申し上げます。私は実は10年ほど国際課税もやったことがありますして、税理士でもありまして、実務的な面からも何点か申し上げさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず皆様のおっしゃるように自治体間の税源問題です。地方税法の清算や地方法人税、ふるさと納税は、国と地方の税源の分捕り合戦という、言葉はちょっときついのですが、似ているのかなという印象を受けておりまして、そうしますと東京だけ潤えばいいというものでもないですが、中央政府で行われているイニシアチブをとられているというのも疑問に思っております。自主財源確保は地方創生に不可欠であり、中央政府に明確なメッセージを強く送るべきなのかなと思いました。

また、資産課税についても固定資産税は土地政策、住宅政策と切り離すことはできませんで、土地開発や空き家対策など政策課題は山積みで、解決のためのツールとして優遇措置など税金を使いたくなる気持ちは理解できるのでありますが、固定資産税は今、安定的な税源であること、所得再分配機能を持っている点ですぐれているので、安易に租税特別措置を設けることは好ましくない部分があるのかなと思いました。これらが総論でございまして、次に各論にまいります。

答申の構成とポイントでおっしゃっていたと思うのですが、まず2つ目の税制改革の方向性から何点か申し上げます。3点ほど申し上げます。

この案で申しますと14ページの給付付き税額控除のところでございます。国際課税を10年やっていますと、例えば韓国なんかですとマイナンバー導入前提ありきなのですが、給付付き税額控除でシングルお母さんですとか、いろいろなハンディーキャップを抱えた方に対して、それは所得がある方に対しては税額を引くことはメリットがあるのでありますが、そもそも収入がないということに対して、それでも何か手当をしたいという趣旨だと私は理解しているのですが、給付付き税額控除は今後導入を要望したいなど。韓国のほかアメリカやカナダ、たしかフランスやイギリスもそうだと思うのですが、積極的に社会で弱者の方を支えるいい制度なのではないかと思っています。

2つ目は個人事業税についてです。17ページなのですが、個人事業税の課税対象事業である法定業種がシャープ勧告時に導入されまして、平成19年の改正以後、見直しが行われていないと書いてございます。例

えば農業ですとかIT関連企業で言えば、システムエンジニアの方やプログラマーの方、その方が当てはまる業種がないように見受けられます。そうしますと、事業性があるにもかかわらず課税されていないとすれば、問題なのかなと思いました。これは原因について現行の限定列举方式である限りは、どんなに対応しても存在し続ける問題なのかなと思っていて、対策としまして、限定列举ではなく、例えば消費税法上の事業者が事業としての解釈である同種の行為を反復、継続かつ独立して遂行すると丸くくくってしまうと、今後、課税対象事業に対する適用の不公平感などは大分減るのではないかと実務家として思いました。

次に、償却資産の申告時期の見直し。答申（案）の中では39ページでございます。固定資産税（償却資産）の事務負担軽減につきましては、納税者はもちろん税理士の方々など実務家からも強い要望があり、毎回要望がございまして、それは耳を傾けていただければありがたいなと思いました。例えばなのですけれども、法人税の確定申告書の別表第16、これは減価償却の明細でございますが、この記載内容を利用するなど、大分システムが充実してきておりますので、そういうことをできるところから取り組んでいただければ、皆さん全体が楽になり、負担者も大分減るのかなと思いました。

以上が税制改革の方向性からの要望でございまして、次に地方税財政制度における諸課題の中で何点か申し上げたいと思います。

まず答申（案）47ページ、森林環境税に関する課題でございます。先ほどもおっしゃっていましたように、地方税に上乘せして集めるんだという税金で理解は同意でございまして、森林には社会問題になっている不動産登記簿上で名義変更されていない不動産の所有者確定作業などの課題が、各市町村あるいは東京都でとり行われていると思いますけれども、森林問題解決のための財源確保のため、森林環境税は有効な施策であり、前向きに取り組むべきである。これは異論ございません。ただ、一方で同時進行で森林は山間部だけでの問題ではなく、酸素の提供や水資源の確保を通じて都市部の生活にも貢献しているのであり、都市部、山間部が一体となって取り組むべき政策課題と思っています。

つまり、私が何を申し上げたいかと申しますと、税金を集めて、それをどのように宛てがっていきべきかと考えたときに、今、不動産登記簿上の名義の問題が取り上げられていると思うのですけれども、そういうものにどのように取り組むべきなのか、もう一步踏み込んでキャッシュインだけではなく、キャッシュアウトという面で検討すべきかなと思いました。うまく言葉で伝えられたかどうか不安なのですが、済みません。

次に62ページ、租税教育推進協議会の点でございます。先日も租税教育のオブザーバーとして私は多摩地区のほうで参加させていただいておりました。そこは専門学校でありまして、給与所得が2カ所以上となる場合の取り扱いですとか、質問がどんどん飛んできて、税金というのは人が生きていく中で一生切り離せないものなのではないかなと思いました。それを受けまして、適正、公平な課税の実現のためには、納税者の生まれてから亡くなるまでの教育が必要不可欠なのではないかなと思いました。租税教育推進協議会様のほうでは、租税教育を担う中核の組織であり、さらなる充実が必要であるとうたっています。特に縦割りの行政が壁となっているので、積極的な人材交流を図るなど、官と官、官と民、民と民が手を取り合える環境整備が必要であると感じました。

現行の租税教育では、小中学校に偏っていると申しましょうか、今、中心に取り組んでいるのが小中学校教育に特化していると思います。そして、最近では高校生、特に都立高校ですとか私立高校も含めて取り組んでいらっしゃる、し始めているとお伺いしています。これを専門学校や大学にも広げるべきであるのかなと。また、公民館を利用したり、一般企業の社員研修に取り入れていただくなど取り組めば、もっと社会人教育にも広がっていくのかなと感じましたので、要望をさせていただきます。

最後ですけれども、48ページのグリーン税制についてでございます。平成28年度の税制改正で、これまでの車体課税が大幅に改正され、車両だけでなく環境性能に課税されるようになりました。グリーン税制が好調であることは、素直に評価すべきであることだと思えます。一方で環境負荷の高い車両の減少やガソリンの消費

減は車体課税やガソリン税の減少を意味するものであり、新たな税源確保が喫緊の課題となっています。そこで車両への充電に課税する、今はイメージが湧かなくてここまでしか申し上げられないのですが、新たな税源を早急に検討しなければいけないのかなと思います。

例えば海外ですと、イギリスやフランスが2040年までにガソリンエンジン、ディーゼルエンジンの車の販売を終了させるプランを発表いたしました。政府だけでなく、例えばスウェーデンの自動車メーカー、ボルボも19年以降、全ての新モデルは電気自動車になると発表するなど、自動車の電気自動車化は今後、私たちの想像以上に早く進むと思われると思います。

現在、自動車税の課税標準は排気量でございますので、これまでは車体課税の課税標準を排気量からCO2排出量に応じた課税にすべきと言われてきましたけれども、電気自動車はCO2さえも排出を行わないと思いますので、さらに時代を先取りして、その先を見据えた議論をする必要があるのかなと思いました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【池上会長】 ありがとうございます。かなり多岐にわたる論点でしたが、諸富副会長から何かございましたら。

【諸富副会長】 本当に多岐にわたりましてありがとうございます。

一般的に都の税制、特に地方税部分について、都がなかなか主体的に決めることができずというのは、いつもどかしい部分でございます。国の国会で法律が改正されれば、それに従わざるを得ないというところは常に課税自主権との関係で常に悩ましいところである。清水委員御指摘のとおりだと思います。一般論のところはともかくとして、あと、租特の問題です。これも一般的に私も個人的にはこれを頻繁に使うことはよくないと基本的に考えておりますが、一方でさまざまな政策要望があり、先ほども御紹介させていただいたように一番最後のページのあたりでの基準もしっかり踏まえながら、都としてあえて、でもその税制を使って、あるいは租特を使って推進すべきという課題がある場合には、政策を推進するのもあり得るのかなと考えております。ただ、いろいろな基準に従って議論をしっかりしていかなければいけないと考えております。

あと、それぞれ方向性についてコメントをいただきました。給付付き税額控除については私たちもひとしきり議論をしておりまして、国の課題でもありますが、同時に地方として何か独自にできるのかどうかということも、実は議論はひとしきりはいたしました。導入を今回改めまして要望をいただいたということで、引き続き検討課題にはなるかと思っております。

個人事業税については今回、一覧表を17ページに載せた形で限定列举に関する問題を指摘させていただいているところですが、ここにも書いてありますように現行の方式の見直しというところ、または法定業種の速やかな追加、どちらかだということの前の方式の見直しのところに今、清水特別委員からいただいた非常に一般的な形の規定に変えてしまうべきだというのは当然、念頭に含まれていると考えております。ありがとうございます。ただ、そこをうまく規定できるかどうかということがポイントかと思いますが、そのとおりかと思っております。

あと、39ページでいただきました償却資産の面。これは私は余り実務的なところがよくわからないので、もし石田委員から補足がございましたらお願いしたいところがあります。

森林環境税につきましては、私は今、総務省に設けられています地方財政審議会のメンバーに入って、まさにこの問題を議論しているわけですが、委員御指摘のとおりで所有者不明の土地をどうしていくかというのは、森林整備のために非常に大きなネックになっておりますので、実は今回の森林環境税の導入というのは、この問題をどうするかというのが実は最大の課題です。ここを突破するのにどうするか。ある程度森林環境税というのは林野庁が補助金を設けて整備を進めてまいりましたので、そういう意味では所有者がはっきりしている土地については、それなりに措置が進んできました。ところが、ネックになって手がつけられてこなかったのが、まさに所有者不明の山林でして、境界確定すらできていないところが多数ございますので、それをやるためには市

町村に頑張っていたかなければいけないというところから、今回の税収というのは譲与税で仕組むというふうに議論をまとめつつありまして、均等割で課税した上で、その税収を何らかの、ここが議論のまだしどころなのですけれども、譲与基準を設定した上で市町村に基本的に配分するというような、まさにそういった所有者不明の土地においてまず所有者を確定する作業が必要になります。境界確定、そこから先へ問題を進めていくためのいわば財源という位置づけになっています。その意味では御指摘のとおりでございます。

租税教育については、社会人にも、あと公民館を使ってというアイデアをいただきました。ありがとうございます。

最後に電気自動車です。これは実は当初から考えていまして、これも私は総務省での研究会、検討会でずっと議論してまいりまして、環境性能に関する議論にも参加をしてきましたけれども、御指摘のとおりで、実はこの環境性能課税というのは消費税10%引き上げ時に実施することになっています。ということは10%にまだ引き上げられていませんので、実行されていないのですけれども、その議論をしている間にまさにイギリス、フランス、中国、さまざまな電気自動車に一気にシフトしていくという議論が出てまいりましたので、実は私個人的な環境性能課税の議論すら古くなりつつある。つまり電気自動車のことは考えていなかったの、委員御指摘のように電気自動車の課税を真剣に考えていかないと、税収を大幅に失うことになりかねない。それで電気自動車の車体課税に関して実は車軸を軸にした課税、つまり排気量ではガソリン車だけになってしまうので、車軸といまして排気量ではなくて車軸の長さで車の大きさをはかるとか、重量といったものを基準にすべきだという1つの考え方がございます。ただ、ガソリンにかえて電気の充電に応じた課税というのは初めて聞きました。なるほどなと思って聞いておりました。今後、個人的にも深めたいと思いました。

以上でございます。

【池上会長】 では、石田委員から。

【石田委員】 固定資産税(償却資産)につきましては、ここでやはり問題として提言させていただきまして、1月1日が基準にしてあるということで、法人間が期中で移動した場合の把握のこととか、そういうことで執行、賦課する側の事務的な問題もあるのではないかとということで、できなくはないでしょうけれども、事務負担がどのようになるかということで、都のほうにも検討していただかなければいけないのではないかと結論でした。法人の申告に合わせていただいたほうが、法人としても申告しやすいし、1月末の申告が税理士として大変なのです。課税する側、賦課する側の事務的な問題が大きいのかなというのが印象でした。

それから、租税教育についてよろしいですか。ここに平成23年度の税制改正大綱で初めて上がったと書かれておりますけれども、実はもっと前から東京都や各県では、それから税理士会も租税教育推進協議会でずっと租税教育をやっております。

高校生の問題は、実は租税教育にとられる時間は清水特別委員もよく御存じのように、小学校も中学校も同様ですが、ちょうど3学期、学校のカリキュラムが落ち着いたところで余った時間に充てられることが多かったのですが、なかなか高校の授業は入りにくかったのです。実は税理士会は高校にも現実に行っておりますし、高校生を対象にした租税教育のテキストもつくりました。先ほど斎藤特別委員のお話の中で税金の歴史ってございましたね。あの辺もそれには全部織り込みました。それでたまたま平成23年度の税制改正大綱に入ったということが、税理士会は大変大きな弾みになって、税理士の中で租税教育に携わる会員というのが全国に大勢いるのです。だからこれが入ったというのは励みになりまして、その前でしたか、東京都に税理士会は租税教育推進協議会にはなかなか賛助会員としてしか入れなかったのですけれども、改正大綱ができた後は正式メンバーに入れていただくこともできましたので、そのことをつけ加えさせていただきます。

【池上会長】 ありがとうございます。

先ほどの償却資産の申告時期の見直しにつきましては、恐らく今回初めて取り上げました。今まではなかなか

これは書けなかったのですが、今回、議論をした上で取り上げさせていただきました。

租税教育につきましては、昨年も取り上げたのですが、今回、記述を大幅に充実させたと思っております。さらに今、御発言いただきましたように、いろいろな御提言をいただいておりますので、そういうことも含めて、これもさらに議論を進める際に生かさせていただきたいと思っております。電気自動車に対する課税あるいは個人事業税の課税方式につきましても御意見をいただきましたので、これは次期以降の課題として取り上げさせていただければと思います。

ほかにかがでしょうか。齊藤特別委員、どうぞ。

【齊藤特別委員】 これは前任の東村委員が、今の償却資産の課税時期の問題につきましては随分発言をしたと思います。実務の世界のことでございますので、現行の制度になれ親しんで納税されて、システムのこともやっけていっちゃうような企業もあると思えますけれども、しかし、繁忙な時期に大変な年末年始、こういった時期に申告するというのではなくて、一緒に実務的に簡素化していくということは、納税のあり方として大切ではないか。私が発言しないと、これは前委員の思いも含めまして、私もぜひこれを書き込んでいただいたことに心から感謝、敬意を表しておりますけれども、検討していただきたいと思っております。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。土居委員、どうぞ。

【土居委員】 私は小委員会のメンバーでありながら、今回は日程が合わずに欠席してしまいまして、この答申（案）に関しては事務局から事前に御説明をいただいて、私からの意見を含んで反映していただいたこと、まことにありがとうございました。

1点コメントと1点質問があります。1点目ですけれども、先ほど来、議論になっている地方消費税の清算基準の話ですけれども、私も何度も、今年度はあいにく小委員会ではまだ発言できていなかったわけですが、昨年度以前もこの話については地方法人税、地方法人特別税の関連も含めて意見を申し上げておって、特段、何かこの案文に盛り込んでほしいという要望では全くないのですが、改めて私の意見をここで述べさせていただきます。

それはまさに都市部を中心として地方消費税、さらには法人2税の税収がより多く入ってくるということから、この両税を使いながら地域間の税収格差をならそうという企てがあるわけだけでも、本来はそのようなやり方でやるべきものではないと以前からも私は申し上げておりました。

ここで申し上げたいのは、当然、今の答申の案文はそのとおりでよいと思っておりますけれども、もう一段、説得力を増すためには、この答申に書かれていないこと、書かれていないわけではないのですが、少ししか書かれていないこともセットで、やはり広く東京を中心とした都市部以外の住民の方々にも御納得いただけるような方策を考えていく必要があるのではないかと思うわけであります。

それは今の答申（案）で言えば3ページの真ん中あたりに書いてあって、全く清算基準の話とは関係ない箇所ではあるのですが、財政の持続可能性の確保というところの最後のポツであります。後半の部分に現行の行財政運営を絶えず見直すことにより、歳出全般にわたる効率化を進めるということが書いてあって、ここが非常に重要なポイントになるわけだと思います。

つまりどういうことかということ、国が定めた制度ではあるのだけれども、税収がおのずと都市部に多く入ってきて、それを自分たちが使えるということでほかの地域ではそれほど税収が入らないのに、いろいろと公共サービスを提供する余裕があつていいよねと、ある種のジェラシーを含めてこの問題に批判といいますか、清算基準の見直しという方向にベクトルが向かっているというところがあるのではないか。決してそうではないと。いろいろ都市の行政需要がある。これは答申にも書いてありますけれども、それ以外に財政収支を改善していくこと

に一生懸命取り組んでいる。しかも答申の中でも2ページに書かれているように、基礎的財政収支の黒字化というものを国も地方もあわせて取り組んでいる。こういう局面でありますから、都市部から税収を召し上げて、結局のところは基礎的財政収支の黒字化から遠くような形でお金が配分されるということでは、何のためにそういうことをしているかさっぱりわからない。身もふたもないということでもありますから、これは以前の税調でも申し上げたように、東京都も積極的に財政健全化に取り組んでいて、しかもその多く上がってくる税収というのは決して無駄遣いをしているという話ではない。そして、もちろん都市部独特の行政需要にということもあるけれども、さらには財政収支の改善というところにも貢献をしているということなので、清算基準を変えて問題の解決ないしは国と地方を合わせた財政収支の黒字化というものに清算基準を変えたということで貢献するのか。必ずしもそうではないではないか。清算基準を見直したということだけでは、どちらに転ぶかはわからないわけで、むしろ清算基準を今のままでありながら東京都なら東京都で税収が入り、それを都市の行政需要にも応えつつ、しっかりと財政健全化にも取り組んで、国と地方を合わせて基礎的財政収支の黒字化に取り組んでいる中で東京都も貢献しているんだというようなトーンが出てくると、少しは東京は税収がたくさん入ってというような変な批判も打ち消される方向に向かうのではないかと考えているということ、改めて述べさせていただきます。

もう一点が、後ろについている参考資料の9ページの下であります。付加価値額に占める人件費の推移という図がありまして、この図の意味しているところはわかるのですけれども、少し説明が不足しているというか、これが何を意図しているかというところがよりわかるように、このデータの元手ないしは場合によってはその元手をより精査することで、同じような図なのだけでも、より言いたいことがわかる図にできるのではないかと考えております。

この図は私が思うには外形標準課税の話で、答申で言えば2ページに付加価値割の話が書いてあるわけがあります。御承知のように資本金1億超の法人のみが対象になっているということとの関係で、参考資料の9ページの付加価値額に占める人件費の推移というものが何を意味しているかというのを、少しより選りすぐった形でここに図を載せるというのがよいのではないかと考えております。

と申しますのは、実はこれは資本金が幾らの企業を対象とした図がこの説明だけではまだわからないということなので、少し事務局にお伺いをしたい。これは資本金1億超の企業だけに厳選した、ただ、この法人企業統計年報というデータは1億超と1億以下という区切り方ができませんので、1億超と1億以下という区切り方にならざるを得ないので、その技術的なところはさておき、全企業を対象として付加価値額の中に占める人件費の比率というものを、この数字で載せたということなのかというのを少し確認させていただけないか。

そうすると全企業だけということになると、少し言いたいことがよくわからない。つまりこの図は資本金1億円超の企業を対象とした構成比ということを出しているという、つまり今既に付加価値割が課税されている法人を含んだほうの図なのか、そうではなくて資本金1億円以下というほうでサンプルというか、この図のデータをとって図を描いていて、中小法人には十分配慮する必要があるというほうが言いたい図なのか、どちらなのかというのがもう少しはっきりわかったほうがいいのではないかと考えたので、少し御質問させていただきたいと思っております。

【池上会長】 この点は資料の内容確認が含まれておりますので、どうでしょう。事務局では今わかりますか。

【百澤税制調査担当課長】 事務局から説明させていただきます。

この資料なのですけれども、外形標準課税というよりも実は分割基準のあり方のところで引用しているものでございまして、23ページでございます。一番上のポツなのですけれども、法人の事業活動を最もよくあらわす価値というのは付加価値であるということで、付加価値の構成要素に応じた分割基準とすることが望ましいとしております。その構成要素のうち、最も大きい割合を占める人件費を用いることが合理性があるということで、

分割基準として従業者数を用いることはふさわしいという文脈の中でこちらの資料を用いておりまして、基本的には全法人を対象にしていると思います。

【池上会長】 という趣旨だそうですが、よろしいですか。ありがとうございました。

前段の御意見につきましては、これは今回の案文の修正ということではなくて、御意見の表明ということでしょうか。常日頃、土居委員の御主張についてはよく存じておりますが、御表明いただきまして、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。河村委員から何かございましたら。

【河村委員】 特にないのですけれども、1つだけ気になるのは、税財源が非常に多く都の場合は入る。そういう中で土居先生が言ったように、東京都の中でも23区26市ありますが、片方では13の町村が島であったり、西多摩であったりするわけです。そういうところに対する部分が先生おっしゃられるように東京都の中でもまだまだ行政需要として必要な部分があるんだよというのを強く打ち出してほしいなと思っていました。

具体的に申し上げますと、私どもの町の中に17、大内ダムを建設するときのトンネルがございます。これが現実には今、大型バスが往還できません。首都の中でバスが往還できないトンネルは17もあるわけですから、片方では山梨県側の道路はすごくよくなっています。そういうところで行政需要がまだまだ必要なんだよというところをうんと押し出してもらうことによって、税がたくさん入っているいろいろなものに使えるのではないかとだけではなくて、そういう矛盾といいますか、小さな町村の部分としてはそういう矛盾を感じておりますので、そういう行政需要があるんだということを強く打ち出してほしいなど。

この間も知事と23区の区長会の西川区長、市長会の長友市長と3つの都府県と東京都と総務大臣にお会いして、偏在性、精緻の問題等々要望してまいりましたけれども、行政需要があるんだという話を知事からもしていただきましたし、またそういう部分で東京都から財源を搾取するというか、これは現実に3,000億ぐらいやられたわけですから、そういうものは絶対に反対だよという話は知事にさせていただきましたので、そういうときにも立ち合わせてもらいましたので、都税調としてもその辺を最終的な答申をするときに、土居先生が言った部分がどこかで、後のコメントでも何でもいいですから出していただくと、私が今、話したようなことまでも行政需要があるんだということを大勢の人たちに知っていただきたいと思っております。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

この答申につきましては、確かに先ほどの地方消費税の清算基準の問題あるいは法人課税の問題、それから、地方交付税制度の運用に関する問題、それぞれにつきまして東京都における財政需要をどう見るかという観点、国が制度を議論する上で薄いのではないかと、という問題提起をしているつもりでございます。ただし、東京都の中にもいろいろな大都會的な側面と、そうではない森林や山村という側面、あるいは島という側面など、いろいろございますので、それらを全体として捉えたものが東京都の財政需要ということになります。そういうバランスがとれた記述になっているかどうかについて、確認させていただければと思いますので、次回までの宿題とさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきます。本日、皆様からいただいた御意見を踏まえて、私と事務局で早急に答申の最終案を作成いたしまして、次回の調査会に提出させていただきます。

【池上会長】 それでは、以上をもちまして「第2回東京都税制調査会」を終了させていただきます。本日はお忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございました。

— 了 —